		第一種ボイラー・タービン主任技術者免状
七　前号に掲げる者であつて、講習を修了した者	水力設備又は六年以上（三年以上水力設備に相当する発電用の水力設備に係る経験を含むものに限る。）	一・二　［略］ 三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による
八　［略］	［略］	［略］
九　前号に掲げる者であつて、講習を修了した者	水力設備の工事、維持又は運用（高卒認定試験合格者となつた後三年以上に係る経験を含むものに限る。）	［略］
		［同上］
［新設］	［新設］	一・二　［略］ 三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による
六　［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［略］
		第二種ボイラー・タービン主任技術者免状
四　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	［略］	一・二　［略］ 三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法によ
五～九　［略］	［略］	［略］
		［同上］
四　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	［略］	一・二　［略］ 三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による
五～九　［略］	［略］	［略］